

平成25年2月15日

近畿本部の衛生工学部門の皆様へ

日本技術士会「近畿本部衛生工学部会」設立の御案内

公益社団法人 日本技術士会

近畿本部衛生工学部会 発起人 一同

日本技術士会はさる平成23年4月11日（登記）に公益社団法人となり、ガバナンス強化を求めています。「地域組織の設置運営に関する規則」第24条(<http://www.engineer.or.jp/cmtee/seisaku/IPEJ12-19-2012.pdf>)の規定に基づき、当該地域に属する正会員及び準会員の相互研鑽のための活動組織として技術士試験の技術部門に対応した地域部会を置くことができます。

近畿本部には約60名の衛生工学部門の会員が在籍し、昨年の全国大会で初めて衛生工学部門として集まる機会を得ました。その後、「近畿本部衛生工学部会」の設立をめざし、6名の発起人により検討を重ねて参りました。

その結果、本年4月から「近畿本部衛生工学部会」を設立する方向で意見がまとまりましたのでお知らせ致します。今後、皆様のご意向を踏まえた部会活動を目指したく御案内申し上げます。

なお、前述の規則第24条の規定により、衛生工学部門の正会員及び準会員は自動的に「近畿本部衛生工学部会」に属すると定められていますのでご承知おき下さい。

「近畿本部衛生工学部会」運営規約のたたき台を作成しました。
同報メールでお問い合わせする事項について2月25日（月）までにご意向をお聞かせ下さい。

お問い合わせする事項は次の2項目です。

1. 近畿本部衛生工学部会幹事への立候補の意思の確認
2. 近畿本部衛生工学部会の規約（案）・活動についてのご意見

以上、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

公益社団法人 日本技術士会近畿本部

〒550-0004 大阪市西区靱本町1丁目9-15 近畿富山会館2階

近畿本部衛生工学部会 発起人チーム

発起人チームメンバー

伊勢 博、鍵谷 司、掛田健二、末廣和康、深田晃二、南方英則

公益社団法人 日本技術士会 近畿本部衛生工学部会 規約（案）

（名称）

第1条 この部会は、近畿本部衛生工学部会という。本部会は公益社団法人日本技術士会近畿本部におく。

（目的）

第2条 この部会は、衛生工学に関する技術情報・製品情報その他有用な情報を交換し、会員相互啓発の実をあげるとともに、会員相互の協業化の原点となる協調への土壌を培うことを目的とする。

（組織）

第3条 この部会は、下記の者で構成される。

1. 部会長 1名
2. 副部会長 若干名
3. 幹事 若干名（監査及び会計担当を含む）
4. 統括本部部会との連絡担当幹事 1名
5. 会員

公益社団法人日本技術士会近畿本部の正会員、準会員を持って構成とし会員と称する。

（選任・任期）

- 第4条** 部会長は、会員の中から日本技術士会近畿本部長が近畿本部役員会の承認を得て選任する。
- 2 部会長は会員の立候補者の中から幹事を選任し、幹事の中から監査および会計担当者を選任する。
 - 3 部会長の任期は1期2年として3期までとする。
 - 4 副部会長・幹事（監査及び会計担当者を含む）の任期は1期2年とし留任はさまたげない。

（任務・分担）

- 第5条** 部会長は、部会を代表し、部会の運営を総括する。
- 2 会計担当者は、部会の会計事務を行う。
 - 3 監査は年度末に会計監査を行なう。
 - 4 副部会長・幹事は部会長を補佐し、部会の活動を円滑に運営するために部会の任務を分担する。

（部会・例会）

- 第6条** 部会は、幹事会により決定された年間計画に従い通常例会及び特別例会をもつ。
- 2 例会開催に当たっては、日本技術士会近畿本部のホームページで告知し、会員に対しては例会開催の通知をe-mailにより行う。
 - 3 通常例会と特別例会の開催回数に制限を加えない。

- 4 通常例会は、衛生工学に関する情報交換・討論・研究のほか、技術情報交換・専門技術の提供の場とする。
- 5 特別例会は外部講師の招聘による講演会、科学・技術に関連した施設や企業等の見学会、他の部会等との共催による講演会とする。

(会費)

第7条 部会の年会費は徴収しない。但し例会・研修会等の資料代は都度徴収する。

(会計年度)

第8条 本部会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。次年度の最初の例会で会計報告を行なう。

(規約の改正)

第9条 本部会規約の改正は、幹事の過半数の賛同を得て決定する。

(雑則)

第10条 本規約外の事項については部会長の承認を得て実施する。

(付則)

制定：平成25年3月31日

公益社団法人 日本技術士会近畿本部
衛生工学部会
発起人一同

以上